

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政昭

（公印省略）

令和 6 年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び同省保険局医療課の連名にて、本会へ標記事務連絡が発出されるとともに周知方依頼がありました。

ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤、ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤、アベルマブ（遺伝子組換え）製剤、アテゾリズマブ（遺伝子組換え）製剤、デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤及び セミプリマブ（遺伝子組換え）における各最適使用推進ガイドラインについては、「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について」（令和 6 年 2 月 27 日付け日医発第 2087 号（保険））の別添等を以て、貴会宛てにお送りしております。

本通知は、今般、令和 6 年度の診療報酬改定において、外来腫瘍化学療法診療料の見直しが行われ、「外来腫瘍化学療法診療料 3」が新設されたことを受け、上記の製剤の各最適使用推進ガイドラインにおいて「外来腫瘍化学療法診療料 1 又は外来腫瘍化学療法診療料 2」としている部分については、令和 6 年 6 月 1 日以降、「外来腫瘍化学療法診療料 1、外来腫瘍化学療法診療料 2 又は外来腫瘍化学療法診療料 3」と読み替えることの周知を依頼するものです。本記載については、他の事由により最適使用推進ガイドラインを改訂する機会にあわせて整備することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令 和 6 年 5 月 31 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定に伴う最適使用推進ガイドラインの取扱いについて

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしており、「最適使用推進ガイドラインの取扱いについて」(令和4年9月30日付け薬生薬審発 0930 第1号、保医発 0930 第1号、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、保険局医療課長連名通知)を踏まえ、対象医薬品を使用する上で必要な医療機関の要件等を最適使用推進ガイドラインで示しています。

今般、令和6年度の診療報酬改定において、外来腫瘍化学療法診療料の見直しが行われ、「外来腫瘍化学療法診療料3」が新設されたことを受け、ニボルマブ(遺伝子組換え)製剤、ペムブロリズマブ(遺伝子組換え)製剤、アベルマブ(遺伝子組換え)製剤、アテゾリズマブ(遺伝子組換え)製剤、デュルバルマブ(遺伝子組換え)製剤及びセミプリマブ(遺伝子組換え)製剤における各最適使用推進ガイドラインにおいて「外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2」としている部分については、令和6年6月1日以降、下記のとおり読み替えることとしました。なお、本記載については、他の事由により最適使用推進ガイドラインを改訂する機会にあわせて整備することとします。

つきましては、貴会会員に対する周知徹底をお願いします。

記

読替後	読替前
外来腫瘍化学療法診療料 1、外来腫瘍化学療法診療料 2 又は外来腫瘍化学療法診療料 3	外来腫瘍化学療法診療料 1 又は外来腫瘍化学療法診療料 2

以上